

6 司法の IT 化

(1) 民事裁判の IT 化に関する民訴法改正までの経緯

ア 民事訴訟法 132 条の 10 制定とその後の推移

半導体技術の発展と情報通信ネットワークの普及に伴い、紙媒体での文書管理が当然の前提となっていた民事裁判手続にも電子化の発想が及ぶようになった。米国連邦裁判所では 1990 年代後半、アジアでもシンガポールで 2000（平成 12）年までに裁判文書の電子提出が導入される中で、我が国においても 2004（平成 16）年に「電子情報処理組織」を用いた申立て等を定めた民事訴訟法 132 条の 10 の新設により、一応の対応がなされた。

しかし、この規定に基づく訴状の電子提出の試行例は数件に留まり、その後の我が国における IT 化の動きは停滞することになった。その間に諸外国における裁判手続の IT 化は着実に進展し、例えば 2009（平成 21）年にフランスで電子化された事件管理プラットフォームによる訴状提出が導入され、2011（平成 23）年には韓国で民事訴訟の IT 化が実現するといった中で、我が国は取り残された格好になっていた。

イ 「未来投資戦略 2017」と「IT 化検討会」

世界銀行が各国の事業環境を調査した報告書である「Doing Business」2016 年版において、日本は多くの項目で OECD 加盟国 35 か国中 20 位台という低評価であった。低評価項目の一つに民事裁判手続を中心とした「契約執行」(Enforcing Contracts) があり¹、とりわけ「事件管理」(Case management) と「裁判の自動化」(Court automation) のポイントが低いことが問題視された。

我が国の国際競争力の低下を危惧した当時の安倍内閣は、2017（平成 29）年 6 月策定の「未来投資戦略 2017」に「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、裁判に係る手続等の IT 化を推進する方策について速やかに検討」することを盛り込み、同年 10 月、内閣官房に「裁判手続等の IT 化検討会」が設置された。

ウ IT 化検討会—「3つの e」と 3 フェーズ展開の提言

同検討会は、翌 2018（平成 30）年 3 月に取りまとめた報告書「裁判手続等の IT 化に向けた取りまとめ—『3つの e』の実現に向けて—」²において、訴訟記録の全面的な電子化を前提とした民事裁判手続の全面 IT 化を打ち出し、次の「3つの e」を目指して必要な取り組みを進めるものとした。

「e 提出」	主張証拠のオンライン提出等
「e 法廷」	ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大等
「e 事件管理」	訴訟記録への随時オンラインアクセス等

また、これらの取り組みは次の 3 段階を履んで展開することが提案された。

¹ 35 か国中 23 位。

² <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf>

<フェーズ1>

法改正を要さず、IT機器の整備や試行等の環境整備により実現可能な施策を実施する。

<フェーズ2>

関係法令の改正により実現可能となるものについて、所要の法整備を行い、直ちに制度的実現を図る。

<フェーズ3>

関係法令の改正とともにシステム・ITサポート等の環境整備を実施した上で、オンライン申立てへの移行等を図る。

これらの内容は、同年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」によって政策目標に取り込まれ、速やかに検討・準備を行うこととされた。

エ 民事裁判手続等IT化研究会から法制審へ

2018（平成30）年7月から、学識経験者や弁護士、関係省庁として最高裁や法務省も参加した「民事裁判手続等IT化研究会」が「3つのe」の実現に向けた具体的な手続の規律等について検討を行った結果、2019（令和元）年12月に「民事裁判手続等IT化研究会報告書－民事裁判手続のIT化の実現に向けて－」³として取りまとめられた。

2020（令和2）年6月に法制審議会に設置された民事訴訟法（IT化関係）部会は、上記研究会の検討結果を踏まえた審議を経て、2022（令和4）年1月28日、「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案」⁴を取りまとめた。

オ フェーズ1の開始・フェーズ3の部分先行実施

法制審部会の審議と並行して、IT化検討会報告書というフェーズ1が開始され、2020（令和2）年2月からは裁判所及び当事者双方がMicrosoft社のTeamsを利用したウェブ会議による争点整理手続が順次開始された。

また、2022（令和4）年4月以降、「フェーズ3の先行実施」という位置付けで、民訴規則3条によりFAX提出できる書面等を mints（民事裁判書類電子提出システム）にアップロードすることにより提出する運用も開始した。

(2) 改正民事訴訟法の成立とその内容・施行時期

法制審議会の審議を経て国会に提出された「民事訴訟法等を改正する法律」案は、2022（令和4）年5月18日に令和4年法律第48号として成立、同月25日に公布された（これにより改正された民事訴訟法を、以下「改正法」という）。

改正法は概ね3段階に分けて施行され、既に施行されている部分もある。以下では改正法によって導入されたIT化に関する主な事項とその施行スケジュールについて説明する。

³ <https://www.shojihomu.or.jp/public/library/1331/report0112.pdf>

⁴ <https://www.moj.go.jp/content/001365873.pdf>

ア 第1、第2段階：既に施行されている規定

(ア) 三者電話会議等による弁論準備期日・和解期日

以下については、2023（令和5）年3月1日から施行されている。

a 三者電話会議による弁論準備期日

法改正前の弁論準備期日は当事者の少なくとも一方が出頭する必要があったが、「裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法」（以下では「三者電話会議」と総称する）によって期日手続を行うことができるものとし、当事者双方とも現実の出頭を不要とした（170条3項）。

また、従来は「当事者が遠隔の地に居住しているとき」等にも電話会議方式を認めていたが、「相当と認めるとき」に要件を緩和し、広く利用できるようにした。

なお、後出の「裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法」（以下「ウェブ会議」と総称する）は三者電話会議を包含している。2020（令和2）年に実施が始まった Teams での期日は書面による準備手続と扱う例が多かったが、改正法施行により弁論準備期日とすることが可能になった。

また、弁論準備における準備書面の提出や書証の申し出については、132条の10（e提出）が適用される。

b 三者電話会議方式による和解期日

法改正前は、和解期日を電話会議等で実施できるか疑義があったため、三者電話会議によって和解勧誘等ができることを明文化し（89条2項）、手続に関与した当事者は出頭したものとみなすこととした（同条3項）。

(イ) インターネットによる申立て等（132条の10）

事実上死文化していた民訴法132条の10を整備し、紙媒体で行われていた訴えの提起をはじめとする訴訟上の申立てや準備書面の提出、書証の申出等を電子的に行い得る概括的な根拠規定として活用することとなった。

現在は、「フェーズ3の先行実施」として、全ての高等裁判所、地方裁判所及びそれらの支部で、民訴規則3条1項によりFAXで提出できる書面等を「電子情報処理組織」であるmintsを用いて提出できるようになっている⁵。

(ウ) ウェブ会議による口頭弁論期日・電話会議方式による審尋期日

以下については、2024（令和6）年3月1日から施行されている。

a ウェブによる口頭弁論期日

裁判所は「相当と認めるとき」は、当事者の意見を聞いて、口頭弁論期日をウェブ会議によって実施できるものとした（87条の2第1項）。ウェブ会議により手続に関与した当事者は期日に出頭したものとみなされる（同条3項）。

b 電話会議方式による審尋期日

⁵ 最高裁判所規則「民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則」1条

審尋の期日を三者電話会議によって実施できるものとした（87条の2第2項）。実施の要件及びみなし出頭の規定はaと同様である。

いずれも従来は当事者の出頭が必要であった期日をウェブ会議や三者電話会議を利用して、裁判所に現実の出頭をすることなく実施できるようにしたものである。

イ 第3段階：全面施行

上記ア以外の改正事項には以下の内容が含まれ、公布から4年後の2026（令和8）年5月が施行期限となっている⁶。対応する民事訴訟規則等の整備も進められている⁷（規則施行日は改正民訴法の全面施行と同日）。

（ア）e提出

裁判所に対する民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述であって書面等をもってすることとされているものを、電子情報処理組織を用いて行うことができる（132条の10第1項）。

委任による訴訟代理人（許可代理人を除く）等については、原則としてインターネットによる申立て等が義務化される（132条の11）。この点は弁護士業務に直接関わる重要な事項である。

なお、現在は訴えの提起等の手数料は訴状等に収入印紙を貼付して納付するのが原則であるが、インターネットによる訴えの提起等では原則としてオンライン決済が想定されている⁸。また、インターネットにより訴えの提起等をする場合、書類の送達等に充てる郵便料は手数料に一本化される⁹。

（イ）e法廷

a 証人尋問・当事者尋問

従来からウェブ会議方式による尋問は可能であったが（204条）、証人が遠隔地に居住している等の要件が設けられていた。

改正法では上記の遠隔地居住要件を緩和して、一般的に出頭が困難な事情がある場合が対象に含まれるようにしたほか、「当事者に異議がない場合」も対象とできる規律とした。

なお、現行の民訴規則123条では、証言が適正に行われるのを担保するため、ウェブ会議方式による尋問を受ける証人は官公署としての裁判所（居住地の最寄りの裁判所等）に出頭して尋問を受けることを定めている。改正後の同規則はこの要件を緩和し、証人が所在すべき場所を裁判所に限定しないこととしたが、「証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると裁判所が認める者の在席する場所でないこと」を要件の一つとしている（改正後の同規則123条1項2号）。

⁶ 令和4年法律第48号附則1条柱書

⁷ 令和6年最高裁判所規則第14号（民事訴訟規則等の一部を改正する規則）、同15号（民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則）

⁸ 改正後の民事訴訟費用等に関する法律8条1項

⁹ 改正後の民事訴訟費用等に関する法律3条2項、11条1項ただし書、13条

b 検証

ウェブ会議方式によって検証をすることができる（232条の2）。

c 電子判決

判決の言渡しは電磁的記録（電子判決書）を作成し、これに基づいて行う（252条、253条）。

電子判決書の送達は、電子判決書（いわゆる調書判決の場合は電子調書）の記録事項に裁判所書記官の認証文言を付したものを送達するか、電磁的記録の送達による（255条）。

(ウ) e 事件管理

a 電子訴訟記録

現行法では、オンライン提出された書類を裁判所が紙出力する必要がある（改正前の132条の10第5項）、結局は紙媒体で編綴されたものが正規の事件記録となっているが、改正法ではこの規定を削除し、電磁的記録のまま管理される。

b 電子調書

口頭弁論期日の調書は電磁的記録により作成される（電子調書、160条1項）。

弁論準備期日等の電子調書についても口頭弁論調書の規定が準用される（改正後の民事訴訟規則88条4項）。

c 電磁的訴訟記録の閲覧等

何人も電磁的訴訟記録の閲覧を請求でき（91条の2第1項）、当事者及び利害関係を疎明した第三者はインターネット経由での閲覧及び複写を請求できる（同条2項）。

訴訟記録には当事者のプライバシー等に関わる事項も多く含まれることから、無関係の第三者がインターネットを介して自由に閲覧できるのは適当ではない。そこで、事件当事者及び利害関係を疎明した第三者はインターネット経由での訴訟記録の閲覧と複写ができるが、その他の者は裁判所に設置された端末でのみ閲覧ができるものとされた。

d 電磁的記録事項の送達

送達は電磁的記録事項を出力した書面によることが原則だが（109条）、受送達者が通知先等を届け出た場合はオンラインによる送達も可能となる（109条の2第1項）。弁護士等の訴訟代理人は、この届出も義務付けられることに注意が必要である（132条の11第2項）。

なお、訴え提起時の被告への訴状の送達については、通常は上述の届出がなされていないので、原則どおり書面での送達となると考えられる。

ウ 簡裁での手続のIT化に関して

上記のような改正民訴法の規定は簡易裁判所での訴訟にも適用され、2024（令和）6年1月から、簡裁での争点整理や和解手続にウェブ会議が利用されている。

また、簡裁で取り扱う民事調停事件についても、2024（令和6）年7月末までにウェブ会議による運用を開始した。ただし、民事調停委員はTeamsではなくCisco Webexを利用する（Cisco Webexは家事調停でも利用される。ファイルや画面の共有機能を使わず、Teamsより操作がシンプルであるためということである）。

(3) 訴訟記録の保存と活用について

ア 記録の廃棄に関する問題

2022（令和4）年10月、1997（平成9）年の神戸連続児童殺傷事件など重大少年事件の記録が家裁で廃棄されていたことが判明し、史料的価値のある事件記録の保存を巡り議論となっている。

同様の問題は過去にも生じており、2019（平成31）年には八幡製鉄訴訟や朝日訴訟といった著名な憲法訴訟の事件記録が廃棄されていたことが判明し問題となった。

これらの問題の根底には、裁判記録を国民社会全体の公共財として保存するという視点の欠如があると指摘されるが、現実的な問題として、膨大な裁判資料を保存する物理的スペースの確保に多大なコストを要するという点も無視できない。

事件記録が電子化されれば、保管スペースの問題はほぼ解消できるため、より広範に事件記録が保存されることも期待できる。民訴法改正法案成立時の衆参両議院の付帯決議においても「訴訟記録を電子化するに当たり、事件記録の保存期間を広げるとともに、判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。」という条項が盛り込まれている。

ただし、訴訟記録のデータが増えればそれを保存するサーバの維持・管理コストも増大するし、高度なプライバシー等の情報を含む訴訟資料を長期保存することのリスクも指摘されている。

イ 民事判決情報のオープンデータ化

他方で、全ての民事判決情報をデータベース化して利活用を図る、いわゆる「民事判決情報のオープンデータ化」については、日弁連法務研究財団が2022（令和4）年6月8日に「民事判決情報の適正な利活用に向けた制度の在り方に関する提言」¹⁰を公表し、同年10月には法務省が「民事判決情報データベース化検討会」を設置した。

同検討会が2024（令和6）年7月29日に公表した「民事判決情報データベース化検討会報告書」¹¹では、法務省が指定する非営利法人（情報管理機関）が、各地の裁判所で言い渡される民事判決を集約し、仮名処理や分析用情報の付加等を行って「基幹データベース」を構築することが提唱されている。基幹データベースは法律雑誌の出版社や判例データベース会社等に有償で提供され、弁護士等はこれらの事業者のサービスを通じて判決文を入手することが想定されている。

なお、データベース化される対象は改正法の全面施行により電子データで出される判決で、過去の判決は対象外である。

¹⁰ <https://www.jlf.or.jp/wp-content/uploads/2022/06/PT-teigen20220608.pdf>

¹¹ <https://www.moj.go.jp/content/001423117.pdf>

(4) 家事・人事、倒産、執行・保全分野における手続の IT 化

ア 家事・人事事件

(ア) 令和4年法律48号による改正

a ウェブ会議による期日等

令和4年法律48号（民事訴訟法等を改正する法律）により人事訴訟法37条3項及び家事事件手続法268条3項も改正され、ウェブ会議で離婚訴訟の和解又は請求の認諾、離婚・離縁についての調停を成立させることが可能となる（公布から3年以内に施行¹²）。

また、人事訴訟及び家庭裁判所における執行手続にもウェブ会議による口頭弁論期日（民訴法87条の2第1項）が導入されるが、施行は通常の民事訴訟での施行（2024（令和6）年3月1日）から1年6月以内とされている¹³。

b インターネットでの申立て等

家事事件手続法38条では民訴法132条の10を準用しており、また人事訴訟法には民訴法132条の10と同旨の16条の4の規定を設けることで、家事事件や人事訴訟でも民事訴訟と同様にインターネット申立て等が可能となる。これらの施行は改正民訴法の全面施行と同時とされる。

(イ) 令和5年法律第53号による改正

2020（令和2）年7月17日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のIT化についても検討対象とされた。

翌2021（令和3）年4月からの「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」による検討と、2022（令和4）年4月に法制審議会に設置された「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会」の審議を経て、2023（令和5）年6月6日、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立、同月14日に公布された。

これにより、家事事件手続法や人事訴訟法上の申立て等も民訴法132条の10乃至132条の12を準用する形となり、弁護士等の代理人による申立てにはインターネット上の利用が義務付けられる。

令和5年法律第53号の全面施行は、公布から5年以内の日とされている。

(ウ) 家事調停、人事事件でのウェブ会議の導入

家事調停については、2024（令和6）年2月以降、全国の家庭裁判所にて順次運用が開始された（調停委員はCisco Webexを利用する）。

また2023（令和5）年12月以降、人事訴訟での争点整理並びに家裁の家事審判、子の返還申立て及び家事抗告手続等についてもウェブ会議が順次導入された。

さらに家庭裁判所調査官の調査についても、2024（令和6）年1月以降、順次Cisco Webexを利用したウェブ会議方式が開始している。

¹² 令和4年法律第48号附則1条5号

¹³ 令和4年法律第48号附則4条

イ 民事保全・執行・倒産

上述の令和5年法律第53号により、民事保全、執行、倒産手続等についても、インターネット申立てや記録の電子化、インターネットを利用した期日等が導入される。

これらの手続についても、弁護士等の訴訟代理人はオンラインによる申立て及び受送達等が原則義務化されることとなる。

(5) 刑事手続のIT化

ア 法務省検討会・法制審議会

刑事手続のIT化については、法務省の「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」が、令状等の書類の電子データ化や発受のオンライン化、捜査・公判における手続の非対面・遠隔化等について検討し、2022（令和4）年3月に報告書を取りまとめた¹⁴。

同年6月、法務大臣の諮問を受けて法制審議会に刑事法（情報通信技術関係）部会が設置され、2024（令和6）年2月15日、同部会が刑事法改正について検討した結果の「要綱（骨子）」が法制審議会総会です承された¹⁵。

イ 法制審議会「要綱（骨子）」の概要

上記「要綱（骨子）」のうち、手続に関する部分は概要以下のとおりである。

(ア) 訴訟に関する書類の電子化

- 公判調書や公判前整理手続調書は電磁的記録として作成・記録する。
- 弁護士は、公訴の提起後、裁判所が管理する訴訟に関する書類又は証拠物の電磁的記録をオンラインで閲覧・謄写できるものとする（ただし裁判長の許可を要する）。
- 申立て、請求その他の裁判所若しくは裁判長又は裁判官に対してする申述であって、書面をもってするものとされているもの（例：勾留決定に対する準抗告の申立て）を、オンラインで行うことを可能とする。
- 告訴・告発等をオンラインで行うことができるものとする。
- 電磁的記録の送達については、改正民訴法の電子送達の規定を準用する。
- 公判廷における電磁的記録の取調べ方法等について規定を設ける。
- ビデオリンク方式での証人尋問を録音・録画し、調書の一部にする、いわゆる主尋問代替の対象を拡大する。
- 被疑者等の供述録取書を電磁的記録として作成するときは、「署名押印に代わる措置」をとること等を定める。
- いわゆる裁判官面前調書及び検察官面前調書に、ビデオリンク方式で作成した場合を含める。

(イ) 電磁的記録による令状の発付・執行等

召喚状、勾引状、勾留状及び鑑定留置状、捜索・差押令状、逮捕状といった裁判所・裁判官の発する令状を、電磁的記録によっても発付できるものとする（紙での令状を廃止するものではない。）とともに、その記載内容や執行方法を定める。

¹⁴ <https://www.moj.go.jp/content/001368581.pdf>

¹⁵ <https://www.moj.go.jp/content/001413269.pdf>

(ウ) 電磁的記録を提供させる強制処分の創設

裁判官の発する令状により、裁判や捜査に必要な電磁的記録を保管する者などに対して、当該電磁的記録を提供することを命ずる強制処分（電磁的記録提供命令）を創設する。

現行刑事訴訟法 99 条の 2 の「記録命令付差押え」は、必要な電磁的記録を記録媒体に記録させて差し押さえるものであるが、電磁的記録提供命令は記録媒体を介在させず、裁判所・捜査機関にオンラインで電磁的記録を送信等させて取得する方法を含む（現行の記録命令付差押え処分は廃止する）。

(エ) 電磁的記録である証拠の開示等

証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときの閲覧・謄写の機会の付与の方法等を明確化する。

電磁的記録をもって作成された証拠の一覧表の提供等についての規定を整備する。

(オ) 手続の非対面・遠隔化

- オンラインでの勾留質問・弁解録取の手続

刑事施設又は少年鑑別所にいる被告人に対し、裁判所に在席させて勾留質問を行うことが困難な事情があるときは、刑事施設又は少年鑑別所に在席させたまま、ビデオリンク方式によって行うことができるものとする。

検察官による弁解録取（刑事訴訟法 205 条 1 項）についても、刑事施設等と検察庁をオンラインで接続して行うことができるものとする。

- 映像と音声の送受信による裁判所の手続への出席・出頭

検察官、弁護人、被告人等が、それぞれの手続の性質に即した一定の要件の下で、ビデオリンク方式によって公判前整理手続期日、公判期日、裁判員選任手続期日に出席できるものとする。

- 映像と音声の送受信による証人尋問等

証人尋問をビデオリンク方式で実施することができる対象（現行刑事訴訟法第 157 条の 6）として、専門家である証人に鑑定に属する供述を求める場合、証人が傷病等のために出頭困難である場合、刑事施設等に収容中の証人であって出頭困難な状況にある場合、検察官及び被告人に異議がなく裁判所が相当と認める場合などを加える。

鑑定を命ずる手続や通訳について、裁判所が相当と認める場合にビデオリンク方式によることができることとする。

ウ 「要綱（骨子）」の問題点

上記「要綱（骨子）」については様々な問題点が指摘されており、法制審部会が報告案を取りまとめた時点で、日弁連も「法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会の要綱（骨子）案に反対する会長声明」を公表している¹⁶。

(ア) オンライン接見が盛り込まれていないこと

弁護人の援助を受ける権利や防御権は憲法上保障されている権利であり、当会を含めた

¹⁶ <https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2023/231218.html>

多数の弁護士会・弁護士会連合会がオンライン接見及びの早期の実現及び法制化を求めて会長声明等を発出してきた¹⁷。にもかかわらず、「要綱（骨子）」にはこれが盛り込まれていない。

(イ) 電磁的記録提供命令の問題点

現代社会では大量のプライバシー情報や業務上の秘密が電磁的記録として管理運営されているが、捜査機関によって電磁的記録の包括的な収集・押収が行われれば、プライバシー権などの憲法上の権利を著しく侵害する危険を伴う。

そのため、被疑事実との関連性がない電磁的記録の収集を防止する厳格な要件・手続を定めることが必要であるが、「要綱（骨子）」は、その点の考慮がなされていない。

そこから派生して、弁護人との通信内容が把握されて秘密交通権が侵害される危険や、企業、労働組合、報道機関、市民団体、政党等の団体の活動が監視される危険をも有することも指摘されている。

さらに、被疑者・被告人に対してデータの提供を命令し、罰則で強制することは、憲法が保障する自己負罪拒否特権を侵害するものとも指摘されている。

(ロ) 手続の非対面化の問題点

勾留質問の機会に、捜査機関の身体的支配を離れて裁判官の面前に置かれることは、被疑者・被告人の権利保障上重要な意義を有している。したがって、刑事施設内でこれを行えるのは、極めて限定的な状況で、かつ強度の必要性と許容性が存在する場合に限られなければならない。また検察官の弁解録取についても、身体の物理的移動があることで、警察官とは異なる立場の者に供述することを被疑者が意識する意義は小さくない。

ビデオリンク方式による勾留質問や弁解録取は、これらの被疑者・被告人の権利利益を害し、捜査機関を不当に有利にする運用がなされる危険があることに注意すべきである。

ビデオリンク方式での期日への出頭等についても、被告人の防御権及び弁護人の弁護権を損なうおそれがある。弁護人が被告人の傍にいて即座にコミュニケーションを取り、被告人を援助できることは、被告人の防御権及び弁護人の弁護権の内容というべきであり、それが容易に制限されるような運用は許されない。

また、証人尋問の主尋問代替についても、反対尋問権を制限するものであるから、その対象・要件は限定されなければならない。

(5) 今後の課題と法曹親和会の関わり

民事裁判のIT化を推進してきた各種の検討会や審議会には、当会会員も委員等として参与し、訴訟代理人等として裁判実務を担う立場からの意見を議論に反映させてきている。

改正民訴法の全面施行（当初2025（令和7）年度中と目されていたが、裁判所のシステム開発が難航しているようであり、時期は不透明である。）により、インターネットによる訴状等の提出や送達が実現されるとともに、弁護士は原則としてオンラインでの提出が義務付けられる。そのためのシステムの操作スキル習得も課題であるが、手続保障の観点からすれば、

¹⁷「オンライン接見の法制度化を求める会長声明」（東京弁護士会・2023年07月10日）
<https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-695.html>

市民や弁護士が利用しやすい仕組みや運用が出発点であるべきであり、当会は実務及び理論双方に知見を有する立場から、今後も引き続き検討に関与していく。

また、いわゆる本人訴訟への対応も重要な課題である。手続に必要なPC等の機器やその操作スキルを必ずしも有しているとは限らない市民が自ら裁判手続を利用する際の障壁となるばかりでなく、いわゆる非弁関与の余地も広がり得るためである。

ウェブによる弁論準備手続等は会員の日常業務にも定着しつつあるが、ITスキルの多寡には会員間の個人差が見受けられるところである。当会では、新たな制度に対する会員の理解を深め、対応力の底上げを図ること等を目的として、2022（令和4）年度にIT化対策PTを設置した。今後も同PTを中心に会員向けの研修等を行うなどして、積極的に会員の支援を図っていく予定である。

他方、刑事手続のIT化については、法制審議会の「要綱（骨子）」は多くの問題点が指摘されている。今後の立法の動向を注視するとともに、刑事手続における人権保障が確保されるよう、当会としても積極的な関与が求められる。

以上